

あおり運転に対する厳罰化と更なる対策の強化を求める意見書

本年8月、茨城県の常磐自動車道において、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、顔を殴られるという事件が発生した。また平成29年6月には、神奈川県東名高速道路で、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、あおり運転を始めとした極めて悪質・危険な運転に対して、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりを行っているが、現行法ではいまだあおり運転に対する規定はなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習等における教育の更なる充実及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

よって、国においては、今や社会問題化しているあおり運転の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、次の事項について早急に取り組むことを強く求める。

- 1 あおり運転の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも道路交通法上、厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。
- 2 運転免許更新時において、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転の危険性、その行為が禁止されていること及びその違反行為が取り締まりの対象となることについての講習も行うとともに、教本や資料などに、これらの事項を記載すること。
- 3 広報啓発活動において、あおり運転行為は禁止されていること、取締まりの対象となること、あおり運転を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
国家公安委員会委員長
警察庁長官

福島県議会議員 太田光秋